

『岡山商大論叢』（岡山商科大学）

第51巻第1号 2015年5月

Journal of OKAYAMA SHOKA UNIVERSITY

Vol.51 No.1 May 2015

《論 説》

我が国における税効果会計の特殊性 — 日米における評価性引当額・評価性 引当金設定プロセスの比較を通じて —

内 田 浩 徳

Peculiarity of Japanese Income Tax Effect Accounting

— Establish of Valuation Allowance Thought Analysis Comparison of Japan and U.S. —

Hironori Uchida

はじめに

- I 繰延税金資産の性質
- II 我が国における評価性引当額の設定
- III アメリカにおける評価性引当金の設定
- IV 評価性引当額・評価性引当金の設定事例
- V 我が国における評価性引当額の特徴

おわりに

はじめに

我が国における税効果会計は、1998年10月に『税効果会計に係る会計基準（以下、『会計基準』と略称。）が公表されて以降、様々な上場企業、とりわけ金融機関に重大な影響を与えたといわれている。税効果会計公表当時の金融機関は、バブル崩壊に伴う不良債権の償却などで自己資本が大きく目減りしていた時期であり、BIS自己資本比率規制（バーゼル合意）との兼ね合いで金融機関の資本強化が緊急命題であった。

そこで多くの金融機関は、税効果会計を早期適用することで自己資本の強化を図っていた。その自己資本の強化の一翼を担ったのが、繰延税金資産であった。繰延税金資産は、一時差異が将来年度に解消されると仮定して、その効果を資産として認識するものである。『会計基準』では、Iで述べるように将来の会計期間において回収が見込まれない税金の額を除いたものを繰延税金資産として計上しなければならないと規定している¹。ここで計上される繰延税金資産は、将来年度の課税所得を源泉として計上しているが、実際に将来年度に課税所得が得られるか否かは不確かである。そこで『会計基準』では、繰延税金資産の回収可能性（実現可能性）の判断を要求している。

では、この繰延税金資産の回収可能性（実現可能性）の判断は、日米でどのように異なっているのであろうか。本稿は、日米の回収可能性（実現可能性）の判断の相違の検討を通じて、我が国における税効果会計の特徴を考察することを目的としている。

I 繰延税金資産の性質

『会計基準』では、我が国における繰延税金資産を「将来の法人税等の

1 企業会計審議会『税効果会計に係る会計基準』注解、第二、二、1。なお、本基準からの引用について以後、本論文では本文中に（『会計基準』×、×）と示す。

支払額を減額する効果を有し、一般的には法人税等の前払額に相当するため、資産としての性格を有する」(『会計基準』二、2)と定義している。繰延税金資産は、将来の法人税等を減額する効果を持っているため、将来の回収可能性について、每期見直しを行わなければならない(『会計基準』三、3)。では、なぜ、繰延税金資産に対する回収可能性(実現可能性)の判断が必要なのであろうか。その点を設例で確認する。

< 設例 1 >

- A 収益・益金：500百万円(収益および益金共に每期一定と仮定)
- B 費用・損金：60百万円(退職給付費用のみと仮定)
財務会計上の処理：每期同額計上
税務会計上の処理：5年目に全額計上(60百万円×5年)
- C 税率：40%

この条件にもとづき、納税申告書・損益計算書・貸借対照表の一部を作成した場合、以下のようなになる。

納税申告書

(単位：百万円)

年 度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
益 金	500	500	500	500	500
損 金	0	0	0	0	300
課 税 所 得	500	500	500	500	200
法 人 税 額	200	200	200	200	80

損益計算書

(単位：百万円)

年 度	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
収 益	500	500	500	500	500
費 用	60	60	60	60	60
税引前利益	440	440	440	440	440
当期法人税費用	200	200	200	200	80
法人税等調整額	△ 24 176	△ 24 176	△ 24 176	△ 24 176	96 176
税引後利益	264	264	264	264	264

貸借対照表の一部

(単位：百万円)

年 度	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
<i>資産項目</i>					
繰延税金資産	24	48	72	96	0
<i>負債項目</i>					
退職給付費用	60	120	180	240	0
未 払 税 金	200	200	200	200	80

納税申告書は、初年度から4年目にかけて益金500百万円と損金0を引いた課税所得の500百万円に税率40%を乗じた200百万円が、税務上、支払う税額になる。そして、5年目に、損金が300百万円発生するため、課税所得は200百万円となり、法人税額は80百万円（200百万円×40%）になる。それに対して、損益計算書は、収益500百万円から費用60百万円を差し引いた税引前利益440百万円に税率40%を乗じた176百万円が、財務会計上、支払うべき税額になる。この財務会計と税務会計との処理の相違は、将来減算一時差異に該当するため当該差異を繰延税金資産として計上しなければならない。

ここで計上する繰延税金資産は、税務上支払う税金である当期法人税費用200百万円のうち24百万円は、会計上、将来の負担額であるとみなし、当該金額を控除することで、会計上あるべき税額176百万円が表示される効果を持っている（2年目から4年目にかけても初年度と同様の処理がなされる）。そして、5年目には、初年度から4年目にかけて計上した繰延

税金資産が解消する。

ここで重要なのは、財務会計上、初年度から4年目にかけて計上した繰延税金資産96百万円の回収可能性の判断である。初年度から4年目にかけて計上した繰延税金資産が解消するためには、実際に退職給付費用を損金の額に算入できる5年目に課税所得があることが前提になる。

では、5年目に課税所得が得られなかった場合、どのようになるのだろうか。再度、設例を用いて考察する。

< 設例 2 >

D < 設例 1 > のAの収益・益金の金額を以下と置き換え、EとFを付け加える。

当社は、4年日期中の景気後退を受けて、今後の収益の額および損金の額が減少する可能性があるという結論に至った。そこで当社は、将来年度の収益の額および益金の額の見直しを行った。その結果は、下記の通りであった。

年度	1年目	2年目	3年目	4年目(当期)	5年目
収益	500百万円	500百万円	500百万円	100百万円	60百万円
益金	500百万円	500百万円	500百万円	50百万円	50百万円

E 当社は白色申告法人のため、欠損金の還付申告ができない。

F 当社は評価性引当額を設定していない。

この条件にもとづき、納税申告書・損益計算書・貸借対照表の一部を作成した場合、以下のようなになる。

納税申告書

(単位：百万円)

年 度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
益 金	500	500	500	50	50
損 金	0	0	0	0	300
課 税 所 得	500	500	500	50	△ 250
法 人 税 額	200	200	200	20	0

損益計算書

(単位：百万円)

年 度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
収 益	500	500	500	100	60
費 用	60	60	60	60	60
税引前利益	440	440	440	40	0
当期法人税費用 法人税等調整額	200 △ 24 176	200 △ 24 176	200 △ 24 176	20 72 92	0 0 0
税引後利益	264	264	264	△ 52	0

貸借対照表の一部

(単位：百万円)

年 度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
<i>資産項目</i>					
繰延税金資産	24	48	72	0	0
<i>負債項目</i>					
退職給付費用	60	120	180	240	300
未 払 税 金	200	200	200	40	0

設例2は、初年度から3年目までは設例1と同じであるが、4年目および5年目に収益および課税所得が大幅に減少する事例である。納税申告書上、4年目以降は、大幅な課税所得の減少に伴い、4年目の税務上支払う税額が、課税所得50百万円に税率40%乗じた20百万円に、5年目の税務上支払う税額が、課税所得がマイナスになるため、ゼロになる。

ここで重要な点は、1年目から3年目にかけて計上していた繰延税金資産の存在である。前述したように、繰延税金資産は、将来の課税所得を源泉として計上しているため、課税所得が見込まれなければ、これまで計上

してきた繰延税金資産を取り崩さなければならない（計上できない）。設例 2 は、4 年目に大幅な課税所得の減少（500 百万円から 50 百万円に）、5 年目に課税所得がゼロになるので、これまで計上してきた繰延税金資産の回収可能性（実現可能性）が見込めない。そのため、1 年目から 3 年目にかけて計上してきた繰延税金資産（72 百万円）を取り崩さなければならない。その結果、財務会計上は 4 年目の税引後利益が△52 百万円（40 百万円 - 92 百万円）に、5 年目の税引後利益がゼロになる。設例 1 と設例 2 の税効果会計に係る仕訳を示した場合、以下のようになる。

< 設例 1 >

1 年目 ~ 4 年目	：(借) 繰延税金資産	24	(貸) 法人税等調整額	24
5 年目	：(借) 法人税等調整額	96	(貸) 繰延税金資産	96

< 設例 2 >

1 年目 ~ 3 年目	：(借) 繰延税金資産	24	(貸) 法人税等調整額	24
4 年目	：(借) 法人税等調整額	72	(貸) 繰延税金資産	72
5 年目	：仕訳なし			

上記の仕訳を見て分かるように、将来の課税所得が得られなかった場合、それまで計上していた繰延税金資産が解消しないため、それまで計上してきた繰延税金資産を取り崩さなければならない。このように繰延税金資産の計上にあたっては、繰延税金資産の回収可能性（実現可能性）の判断が重要になる。

ところで、日米で繰延税金資産の計上状況に違いはあるのであろうか。その点を示したのが図表 1 - 1・図表 1 - 2 および図表 1 - 3・図表 1 - 4 である。

図表 1-1 我が国における流動項目に分類表示された繰延税金資産の計上企業数²

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
繰延税金資産	271社	270社	271社	268社	268社

図表 1-2 我が国における投資その他の資産に分類表示された繰延税金資産の計上企業数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
繰延税金資産	167社	203社	188社	191社	182社

図表 1-3 アメリカにおける流動項目に表示される繰延税金資産の計上企業数³

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
繰延税金資産	450社	371社	381社	331社	360社

図表 1-4 アメリカにおける固定項目に表示される繰延税金資産の計上企業数

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
繰延税金資産	287社	261社	277社	232社	258社

図表 1-1 および図表 1-2 は、日経NEEDS-Financial QUEST 2.0 を利用し、日経300採用銘柄（銀行業・保険業を除く）で5年連続して財務データが存在した274社を対象にしている。図表 1-3 および図表 1-4 は、アメリカ公認会計士協会が公表する *Accounting Trends & Techniques* をもとに作成したものあり、対象企業は2008年11月までに期末をむかえた企業600社および2008年11月以降に期末をむかえた企業500社を対象にして

2 日経NEEDS-Financial QUEST 2.0 (URL : <http://finquest.nikkeidb.or.jp/ver 2/online/>)。図表 1-1 および図表 1-2 は、2013年1月現在のデータをもとに筆者作成。図表 1-1 および図表 1-2 の対象期間は、2008年4月～2012年3月の5年間である。

3 AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 2010 Sixty-Fourth Edition, pp. 175, 214, and AICPA *Accounting Trends & Techniques, U.S. GAAP Financial Statements Best Practices in Presentation and Disclosure*, 2012 Sixty-Sixth Edition, pp. 197, 234, をもとに筆者作成。

いる⁴。これら図表を見て分かるように、我が国における繰延税金資産は、流動資産項目で9割程度、投資その他の資産項目で6割から7割程度、アメリカにおける繰延税金資産は、流動資産項目で7割程度、固定資産項目で4割程度、が計上していることが分かる⁵。

このように日米共に多くの企業が繰延税金資産を計上しており、会計実務では、繰延税金資産の回収可能性（実現可能性）の判断が重要な意味を持つことになる。では、日米で繰延税金資産の回収可能性（実現可能性）の判断規定にどのような違いがあるのであろうか。

Ⅱ 我が国における評価性引当額の設定

『会計基準』では、繰延税金資産の計上について以下のように規定している。

「繰延税金資産は、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができるものと認められる範囲内で計上するものとし、その範囲を超える額については控除しなければならない（『会計基準』注解、第二、二1（注5）。）」

『会計基準』で示されている税負担額を軽減できる範囲の判断は、日本公認会計士協会が公表した監査委員会報告第66号『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』（以下、『監査委員会報告第66号』と略称。）で示されている⁶。『監査委員会報告第66号』は、繰延税金資産の

4 AICPA (2012), *op.cit.*, p.1.

5 我が国における繰延税金の計上傾向の持つ意味については、拙稿「我が国における繰延税金の計上傾向－アメリカ税効果会計との比較を通じて－」『同志社商学』第65巻第6号、2014年3月、62～76頁、を参照されたい。

6 日本公認会計士協会、監査委員会報告第66号『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』1999年、1項。（URL: http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/files/00965-003102.pdf 取得日：2013年08月23日。）なお、本監査委員会報告第

回収可能性の判断について、「将来の課税所得の十分性やタックスプランニングの存在等」（『監査委員会報告第66号』2項）を考慮しなければならないと規定している。そして、『監査委員会報告第66号』は、その判断方法として、以下の手順を示している。

- 「① 期末における将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングを実施する。
- ② 期末における将来加算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリングを実施する。
- ③ 将来減算一時差異の解消見込額と将来加算一時差異の解消見込額とを、各解消見込年度ごとに相殺する。
- ④ ③で相殺しきれなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を解消見込年度を基に、その税務上認められる欠損金の繰戻及び繰越期間（以下、『繰戻・繰越期間』という。）内の将来加算一時差異（③で相殺後）の解消見込額と相殺する。
- ⑤ 以上の手順によっても残る将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を将来年度の課税所得の見積額（タックスプランニングによる課税所得の発生見込額を含む。）と、解消見込年度ごとに相殺する。
- ⑥ ⑤で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、その金額を解消見込年度を基に、その繰戻・繰越期間内の課税所得の見積額（⑤で相殺後）と相殺する。
- ⑦ 以上①から⑥の手続きの結果、相殺し切れなかった将来減算一時差異に係る繰延税金資産については、その回収可能性がないと判断され、繰延税金資産から控除されることになる（『監査委員会

66号からの引用について以後、本論文では本文中に（『監査委員会報告第66号』×項）と示す。

また、今日、監査委員会報告第66号の見直しがASBJによって行われている。

報告第66号』3項)⁷。]

実務上は、上記のようなスケジューリングが可能な繰延税金資産ばかりだと限らない⁸。そこで『監査委員会報告第66号』は、スケジューリングが不能な繰延税金資産の回収可能性の判断について、図表2のように分類して、繰延税金資産の回収可能性を判断するように要求している。

図表2 スケジューリングが不能な繰延税金資産の回収可能性の判断⁹

分類	会 社
1	一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上している会社等
2	業績は安定しているが、一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
3	業績は不安定であり、一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等
4	重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等
5	過去連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社等

出所：日本公認会計士協会、監査委員会報告第66号『繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い』1999年、5項、より筆者作成。

分類1は、当期およびおおむね過去3年以上、将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期計上し、その経営環境が著しく変化しない会社が該当する。そのような企業は、将来においても一定水準の課税所得を発生させることが可能であると予測できるとみなされる。分類1に該当する企

7 実際の会計実務では、繰延税金負債よりも繰延税金資産を計上するケースが多く、上記の⑤および⑥における課税所得の見積額の妥当性の判断が重要になるという。（『監査委員会報告第66号』3項。）

8 たとえば、「将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、税務上損金又は益金算入の要件を充足することが見込めない場合には、当該一時差異は、税務上の損金又は益金算入時期が明確でないため、スケジューリングが不能な一時差異となる」場合などがある。（『監査委員会報告第66号』4項。）

9 退職給付引当金など一時差異の解消が長期にわたる将来減算一時差異の回収可能性の判断については、別途規定が存在する。

回収可能性に関する詳しいフローについては、清水英之「繰延税金資産の認識および測定 - 繰延税金資産の回収可能性 -」『産業総合研究』Vol.10、2002年3月、121～122頁を参照されたい。

業は、繰延税金資産の全額が回収可能であると判断できるという（『監査委員会報告第66号』5項）。

分類2は、当期および過去おおむね3年以上、連続して経常的な利益を計上している会社であり、一時差異のスケジューリングに基づき繰延税金資産を計上している場合には、繰延税金資産が回収可能であると判断できるという（『監査委員会報告第66号』5項）。

分類3は、過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社が該当する。そのような企業は、おおむね5年間にわたる将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、一時差異のスケジューリングに基づき繰延税金資産を計上している場合には、繰延税金資産が回収可能であると判断できるという（『監査委員会報告第66号』5項）。

分類4は、期末に重大な税務上の欠損金が存在する会社や当期および過去おおむね3年以内に重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる会社であり、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、かつ、その範囲内で翌期の一時差異のスケジューリングの結果に基づき繰延税金資産を計上している場合には、繰延税金資産が回収可能であると判断できる。ただし、重要な税務上の欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回っている将来減算一時差異が非経常的な特別な理由で発生したもので、それを除けば課税所得を每期計上している会社は、おおむね5年にわたる将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、一時差異のスケジューリングに基づき繰延税金資産を計上している場合、繰延税金資産が回収可能であると判断できるという（『監査委員会報告第66号』5項）。

分類5は、過去おおむね3年以上連続して重要な税務上の欠損金を計上している会社で、かつ、当期も重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる会社が該当する。このような企業は、将来の課税所得の発生を合理的に見積もることができない。分類5に該当する企業は、繰延税金資産の回収可能性はないと判断されるという（『監査委員会報告第66号』5項）。

このように日本におけるスケジューリング不能な繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業を5つのカテゴリーに分類し、それぞれの繰延税金資産につき回収可能性を判断しなければならないのである。

Ⅲ アメリカにおける評価性引当金の設定

アメリカにおける繰延税金資産は、すべての将来減算一時差異について認識することを要求している¹⁰。そのため、日本と同様、繰延税金資産の実現可能性に不確実性が存在する。ASC740号は、繰延税金資産の実現可能性の判断について、繰延税金資産の一部または全部が実現しない可能性がおそらくある (more likely than not) 場合、評価性引当金によって当該資産を減額して測定することを要求している。ASC740号は、その実現可能性の判断にあたって、利用可能なすべての積極的な証拠と消極的な証拠の両者を考慮しなければならないと規定している (740-10-30-17)。ASC740号は、積極的な証拠と消極的な証拠の事例として、以下のようなものを例示している。

<積極的な証拠>

- 「 a. 既存の販売価額および原価構成に基づき、繰延税金資産を実現するために十分とされる以上の課税所得を生み出す既存契約または確定受注残高があること
- b. 企業の純資産の税務上の簿価に対する増価資産価値 (appreciated asset value) の超過分が、繰延税金資産を実現するために十分な金額であること
- c. 損失が…(略)…継続的な状態というよりはむしろ例外的な状態であることを示す証拠を加味して、将来の減算額…(略)…を生み出し

10 FASB, Accounting Standards Codification Topics 740, *Income taxes*, 740-10-30-17. なお、本基準からの引用について以後、本論文では本文中に (740-××-××-××) と示す。

た損失を除く、顕著な課税所得に関する証拠（strong earnings history）があること（740-10-30-22）」

<消極的な証拠>

- 「 a. 未使用のまま失効した繰越欠損金または繰越税額控除の履歴
b. 将来年度における損失予想
c. 不利に解決した場合に、将来年度に継続的に将来の営業活動および利益水準に不利な影響を与える不安定な状況
d. 重大な将来減算一時差異が単一年度に解消すると予想される場合、または、企業が伝統的に周期的な事業を行っている場合、タックス・ベネフィットの実現が制限されるほど繰戻期間および繰越期間が短いこと（740-10-30-21）」

ASC740号は、上記のような繰延税金資産の実現を可能にする積極的な証拠と繰延税金資産の実現を不能にする消極的な証拠を例示している。ASC740号は、これら積極的な証拠や消極的な証拠といった利用可能な証拠について、潜在的な影響度合いを判断しなければならないと規定している（740-10-30-23）。そして、その潜在的な影響度合いの判断は、経営者に委ねられている。このようにASC740号は、ある繰延税金資産について、消極的な証拠が積極的な証拠を上回った場合、評価性引当金を設定しなければならない。

IV 評価性引当額・評価性引当金の設定事例

では、評価性引当額を設定した場合、どのように処理するのであろうか。その点を我が国における評価性引当額の設定事例で見してみる。

< 設例 3 >

A 収益・費用および益金・損金の金額は以下の通りである。

	10期	11期	12期 (当期)	13期	14期
収益	500百万円	500百万円	500百万円	450百万円	300百万円
費用	60百万円	60百万円	60百万円	60百万円	60百万円
益金	500百万円	500百万円	450百万円	300百万円	300百万円
損金	0円	0円	0円	0円	300百万円

B 費用および損金は退職給付費用のみで、財務会計上は毎期同額 (60百万円)、税務会計上は第14期に全額(300百万円)計上すると仮定する。

C 税率：40%

D 当社は、当年度末に将来減算一時差異 (退職給付費用) の回収可能性のスケジュールリングを実施した。その結果、将来減算一時差異 (退職給付費用) のうち6百万円については、将来の課税所得の発生または将来加算一時差の解消を見込むことができないという結論に至った。

上記の条件をもとに、当期 (第12期) の税効果会計に係る仕訳のみを行えば以下の通りになる。

(借) 繰延税金資産 24 (貸) 評価性引当額 6
法人税等調整額 18

この仕訳を見て分かるように、当期の発生する繰延税金資産をすべて計上し、そのうち実現が不可能な (回収が不能な) 部分を評価性引当額で控除していることが分かる。実際の会計実務では、以下のように評価性引当額および評価性引当金が開示されている。

＜日本基準のケース＞

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	34,772
未払金	8,221
減損損失	3,562
未実現利益	3,375
退職給付引当金	3,296
賞与引当金	3,180
その他	<u>14,967</u>
繰延税金資産小計	71,377
評価性引当額	<u>△ 22,008</u>
繰延税金資産合計	49,368

出所：サントリー株式会社『有価証券報告書』2012年の注記情報より。

＜米国基準のケース＞

(単位：百万ドル)

	<u>2012年</u>	<u>2011年</u>
繰延税金資産		
資産除去債務	\$ 361,440	\$ 349,677
その他負債	133,943	218,033
年金および退職後医療給付	457,072	462,801
代替ミニマムタックス税額控除 のれん	215,308 34,791	216,815 7,837
従業員報酬債務	109,399	120,221
買収した無形資産	48,759	91,753
その他資産	15,955	13,671
繰越正味営業損失	<u>563,699</u>	<u>499,553</u>
繰延税金資産合計	1,895,366	1,980,361
控除：評価性引当金	<u>(105,847)</u>	<u>(64,523)</u>
正味繰延税金資産合計	<u>1,798,519</u>	<u>1,915,838</u>

出所：Alpha Natural Resources Inc. *Annual Report 2012*の注記情報より。

この開示例のように、繰延税金資産の財務諸表での注記開示は、日米共に主要な繰延税金資産の発生項目を示し、その回収不能部分を控除する形で評価性引当額および評価性引当金を設定しているのである。

では、我が国における評価性引当額およびアメリカにおける評価性引当金はどの位の企業が設定しているのであろうか。その点を示したのが図表3-1および図表3-2である。

図表3-1 我が国における評価性引当額の計上状況

年 度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
企業数	228社	238社	233社	240社	245社	271社

出所：日本公認会計士協会編『決算開示トレンド 有価証券報告書300社の実態分析』中央経済社、2007年、612頁。なお、2007年以降のデータは公表されていない。

図表3-2 アメリカにおける評価性引当金の計上状況¹¹

年 度	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
企業数	248社	258社	271社	280社	277社

MERGENT Online で入手した財務諸表等の脚注から筆者作成。

図表3-1は、日本公認会計士協会が公表した『決算開示トレンド』をもとに作成したもので対象企業は300社であり、図表3-2は、S&P500のうちニューヨーク証券取引所に上場しているアメリカ企業で、MERGENT Onlineで5年連続してForm 10-Kまたはアニュアル・レポートが存在する（連続して財務諸表の注記情報が確認できた場合も含む）339社が対象である。この両図表からは、日米共に8割近い企業が評価性引当額および評価性引当金を設定していることが分かる。

11 MERGENT Online (URL:<http://www.mergentonline.com/>)。本稿は、2012年3月現在のデータをもとに作成した。当該データは、財務諸表の脚注に関する税金関連情報をもとに作成した。

なお、アメリカにおける評価性引当金の機能については、拙稿「アメリカ税効果会計における繰延税金資産の計上機会拡大と評価性引当金の機能—年金会計・退職後医療給付会計に焦点を当てて—」『会計』第182巻第5号、2012年11月、86～104頁、を参照されたい。

V 我が国における評価性引当額の特徴

我が国における繰延税金資産の回収可能性の詳細な判断方法は、『会計基準』ではなく『監査委員会報告第66号』に示されている。『監査委員会報告第66号』では、繰延税金資産の回収可能性について「将来の課税所得の充分性及タックスプランニングの存在等」（『監査委員会報告第66号』2項）を考慮して、それを判断することを要求している。実際の会計実務では、これら要素を考慮して繰延税金資産の回収可能性のスケジューリングを行わなければならないが、実務上、その判断に困難が伴うことがある。そこで、『監査委員会報告第66号』は、会社を過去の業績という客観的な指標に基づいて企業を5分類することを要求している（『監査委員会報告第66号』5項）。

『監査委員会報告第66号』は、過去の業績を見積もるさいに、おおむね3年や5年という期間を設けてそれを見積もることを要求している。この具体的な年数は、必ずその年数でなければならないというわけではなく（たとえば、分類4に該当する企業の場合、将来の合理的な見積可能期間内の課税所得を5年で見積もるものと明記されており、その5年間で見積もらなければならないというわけではない）、その期間の短縮も認められている¹²。

それに対してアメリカにおける繰延税金資産は、その一部または全部が実現しない可能性がおそらくある場合、評価性引当金によって当該資産を

12 実務上は、将来の課税所得の発生可能性を5年で見積もると規定されていれば、5年という年数が形式化してしまう可能性がある。そこで、日本公認会計士協会は、その形式化を避けるために会長通牒として『主要行の監査に対する監査人の厳格な対応について』で下記のようなコメントを出している。「繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の発生という将来事象の予測や見積りに依存することになるが、当該主要行の過去の業績によっては、課税所得の合理的な見積期間は5年を限度として繰延税金資産を計上すべきであるが、このことは常に5年間を合理的な見積期間として使用できることを意味するものではないことに留意すべきである」と。（日本公認会計士協会 会長通牒『主要行の監査に対する監査人の厳格な対応について』2003年、2頁。）

減額して測定することを要求している。アメリカでは、その繰延税金資産の実現可能性の判断に当たって、積極的な証拠と消極的な証拠を経営者の判断に基づき、それぞれ評価してそれを見積もることを要求している。

日米における繰延税金資産の回収可能性の判断は、経営者に基づき評価性引当額や評価性引当金を設定している点は共通しているが、その判断に対する経営者の判断の余地の大きさが異なると考える。我が国における評価性引当額の設定は、まずスケジューリングの可否を判断し、スケジューリングが不能な場合は、繰延税金資産の回収可能性の程度に応じて企業を5つに区分し、それぞれ具体的な年数に区切って、将来の合理的な見積期間を予測することを要求している。他方、アメリカにおける評価性引当額の設定は、積極的な証拠と消極的な証拠を比較し、消極的な証拠が積極的な証拠を上回ったと経営者が判断した場合、それを設定することを要求している。このように日米における繰延税金資産の回収可能性の判断は、日本の方がその判断方法が詳細に明示されており、アメリカに比べて経営者の判断の余地が少ない点に1つ目の特徴がある。

ところで、我が国の税効果会計の導入は、その当時問題となっていた金融機関の資本強化（BIS自己資本比率規制対策）の観点が強かった。その当時の会計実務（とりわけ、金融機関）は、税効果会計の早期導入を政府にかなり強く要求しており、会計実務は、繰延税金資産の早期計上を熱望していたといわれている¹³。その会計実務からの要求を受けて、企業会計審議会は、僅か1年足らずで『会計基準』を公表した。

では、その導入当時の主要都市銀行は税効果会計の適用前後で当期純損益、繰延税金資産、評価性引当額および繰延税金負債の金額がどのように変化したのであろうか。その点を示したのが図表4である。

13 『日本経済新聞』1998年8月6日、5頁、などがある。

図表4 税効果会計導入前後の都市銀行における当期純損益・繰延税金資産・評価性引当額および繰延税金負債の推移

(単位：百万円)

銀行名	第一勧銀	富士	興銀	東京三菱	三和	東海	住友	さくら	
1999年3月期	当期純損益	△445,289	△422,030	△181,276	△86,897	△470,570	△286,762	△568,889	△479,266
	繰延税金資産	650,211	1,211,483	403,009	819,513	613,031	391,973	850,518	689,038
	評価性引当額	0	130,442	0	129,752	5,662	10,923	20,363	0
	繰延税金負債	1,782	11,783	2,810	68,476	9,014	612	30,607	21
2000年3月期	当期純損益	70,846	52,831	70,754	127,903	119,495	41,625	61,875	62,581
	繰延税金資産	675,907	1,011,052	372,268	712,1556	585,907	315,932	757,879	619,467
	評価性引当額	109,716	130,616	0	109,367	24,564	10,807	28,744	7,749
	繰延税金負債	460	10,622	5,368	65,740	12,532	1,447	27,839	295
2001年3月期	当期純損益	84,846	80,001	58,491	△108,400	△147,652	△62,206	83,469	48,939
	繰延税金資産	680,801	1,001,747	336,806	764,984	706,339	349,888	714,008	611,300
	評価性引当額	107,125	203,345	1,040	66,030	67,250	12,379	40,310	34,317
	繰延税金負債	32,424	22,421	6,331	286,044	11,976	18,599	99,687	19,117

出所：各銀行の『有価証券報告書』（連結財務諸表を利用）より筆者作成。

『会計基準』は、1998年10月に公表、1999年4月1日から強制適用され、早期適用も認められていた（『会計基準』四、1）。税効果会計早期適用時の1999年3月期は、すべての金融機関が繰延税金資産を計上しているが、3行が評価性引当金を設定していないことが図表4から分かる。

この税効果会計導入時期に計上されていた繰延税金資産は、『会計基準』に従うものであったが、回収可能性の判断要件については、1998年の5月および12月にそれぞれ公表された会計制度委員会報告第6号『連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針』または会計制度委員会報告第10号『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針』（以下、まとめ

て『実務指針』と略称。) によることになっていた。『実務指針』では、繰延税金資産の回収可能性の判断要件について以下のように規定していた。

〔(1) 収益力に基づく課税所得の十分性

- ① 将来減算一時差異に係る税効果の認識
- ② 税務上の欠損金に係る税効果の認識

上記の①の解消年度及び繰戻・繰越期間に、又は上記の②の繰越期間に、課税所得が発生する可能性が高いかどうかを判断するためには、過年度の納税状況及び将来の業績予測等を総合的に勘案し、課税所得の額を合理的に見積もる必要がある。

(2) タックスプランニングの存在

将来減算一時差異の解消年度及び繰戻・繰越期間又は繰越期間に含み益のある固定資産又は有価証券を売却する等、課税所得を発生させるようなタックスプランニングが存在すること。

(3) 将来加算一時差異の十分性

- ① 将来減算一時差異に係る税効果の認識
- ② 税務上の繰越欠損金に係る税効果の認識

将来の課税所得の見積りに関して、本項で述べる課税所得とは、当期末に存在する将来加算（減算）一時差異のうち、解消が見込まれる各年度の解消額を加算（減算）する前及び当期末に存在する税務上の繰越欠損金を控除する前の繰越期間の各年度の所得見積額である¹⁴。」

『実務指針』では、繰延税金資産の判断要件について3つの判断要件を挙げているが、その具体的な手順については明示されていなかった。そのため、多くの金融機関がまずは繰延税金資産を計上して、自己資本を改善

14 会計制度委員会報告第10号『個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針』21項、一部略。

繰延税金資産の回収可能性の判断要件を満たさなくなったときには、繰延税金資産を取り崩すことと規定している。（『実務指針』、23項。）

させていたと考えられる。そのことを示すように、1998年末時点の主要銀行の正味繰延税金資産額は、約6.6兆円にも達しており¹⁵、繰延税金資産の計上によって約5兆円の資本強化が図られていたとされる¹⁶。

しかし、1999年3月期の大手行の決算が公表されると、金融機関などが計上していた繰延税金資産に対して多くの批判が寄せられるようになった¹⁷。そこで、日本公認会計士協会は1999年11月に『監査委員会報告第66号』を公表し、繰延税金資産の控除に対する具体的な手続きを公表した。この『監査委員会報告第66号』は、2000年3月31日以後に終了する会計年度から適用された（『監査委員会報告第66号』9項）。『監査委員会報告第66号』の公表後は、それまで計上していた繰延税金資産の額が減少し、評価性引当額が増加していることが図表4からみてとれる¹⁸。

この一連の流れは、『会計基準』および『実務指針』の公表によって、まずは繰延税金資産が計上できる素地を作ることで金融機関の救済を可能にし、その後、不確かな繰延税金資産に対する批判に対応するために、回収可能性（評価性引当額）の具体的な手続きを明示した『監査委員会報告第66号』を公表したことを意味する。このように、我が国における評価性引当額は、繰延税金資産の計上を可能にした後、評価性引当額の手続きを明確化した点にもう1つの特徴があると考えられる。

15 Douglas J. Skinner, The Rise of Deferred Tax Assets in Japan : The Role of Deferred Tax Accounting in The Japanese Banking Crisis, *Journal of Accounting and Economics Number. 46 Issues 2-3*, December 2008, p. 219.

16 『日本経済新聞』1998年10月18日、1頁。

17 たとえば、『日本経済新聞』1999年4月21日、7頁や『日本経済新聞』1999年5月26日、7頁などがある。

18 金融庁は2002年に『金融再生プログラム－主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生－』を公表した。その金融再生プログラムの中では、繰延税金資産計上の厳格化が求められている（URL：<http://www.fsa.go.jp/policy/kinsai/> 取得日：2014年08月18日）。日本公認会計士協会は、このプログラムの公表を受けて、2003年に会長通牒『主要行の監査に関する監査人の厳格な対応について』を公表した。金融再生プログラムと税効果会計の関係については、今後の研究課題としたい。

おわりに

我が国における評価性引当額の特徴は、第一にアメリカに比べて経営者の判断の余地が少ない点が挙げられる。評価性引当金の設定は、日米共に経営者の判断にもとづきそれを設定することは共通しているが、その判断の余地に大きな違いがある。アメリカにおける評価性引当金は、積極的な証拠と否定的な証拠を比較して、消極的な証拠の方が大きいと経営者が判断した場合に設定することを要求している。それに対して、我が国における評価性引当額は、繰延税金資産の回収可能性に係るスケジューリングの可否を判断し、スケジューリング不能であれば、繰延税金資産を5つのカテゴリーに分類して、『監査委員会報告第66号』の中で示された具体的な年数に区切り、回収可能性を判断しそれを設定しなければならない。

ところで、我が国における税効果会計の導入は、金融機関の資本強化の観点が強かったといわれている。そのことを示すように、ほとんどの金融機関が『会計基準』および『実務指針』を早期適用することで、繰延税金資産を計上（自己資本を強化）していた。その当時の金融機関では、税効果会計導入（早期適用）時の1998年期末時点で、繰延税金資産の金額が6.6兆円に達していたといわれており¹⁹、その当時の繰延税金資産の重要性がうかがえる。その後、我が国では、多額の繰延税金資産の計上に対して批判が相次ぎ、『監査委員会報告66号』を公表することで、その批判に対応した。この『監査委員会報告第66号』は、繰延税金資産の回収可能性に関する規定を明確にするものであり、繰延税金資産の計上を制限するものである。つまり、我が国における税効果会計は、金融機関の救済という政策目的をその当時キーワードになっていた「会計基準の国際化」という論理でそれを包含することで、税効果会計の導入（繰延税金資産の計上）を正当化し、その後、税効果会計（繰延税金資産）の論理的な側面を補うため

19 Douglas J. Skinner, *op. cit.*, p. 219.

に、評価性引当額の設定（回収可能性の判断）プロセス（『監査委員会報告第66号』）を具体化した。この点に我が国における税効果会計の特殊性を見いだすことができると考える。